

業務改善措置命令についてのご報告

川崎花卉園芸株式会社

当社は、平成 29 年 10 月 6 日付で農林水産省から業務改善措置命令を受けました。当社は、この業務改善措置命令を厳粛に受け止め、法令遵守の推進と策定した再発防止策の確実な実施を進め、皆様の信頼回復に努めてまいります。当社は、この業務改善措置命令において、その実施状況につき、四半期毎に報告するようご指導いただいております。本報告では当該報告の中から、業務改善状況に係る当社の対応を抜粋してまとめております。

1. 再発防止策とその進捗状況

業務改善措置命令に基づき、継続して下記を実行しております。

- (1) 関係法令遵守のための行動規範の策定及び研修等を通じた当該行動規範の役職員への徹底による意識改革
- (2) 役員による現場での監督体制の強化及び職員レベルでの内部牽制の確保のための業務執行体制の確立
- (3) 社外の第三者を加えたコンプライアンス推進のための組織の設置によるコンプライアンスの周知や徹底の点検、行動規範の定期的な見直し等の実施

現場の業務実態の把握・管理及びコンプライアンスの徹底における当社の再発防止策とその実施状況を踏まえ、対策を追加する等の見直しを行いました。

1. コンプライアンスマニュアル／行動規範の策定

本件検査により指摘を受けた直後より、当社では事態を重く受け止め、平成 28 年 3 月 24 日にコンプライアンスマニュアル作成のために、コンプライアンス委員会を組成、社内にて同マニュアルを起案し、業務改善計画提出と同時に意識改革のために社内共有を実施しております。また、川崎花卉園芸としての考え方や社会人として最低限心掛けるべきことを社員一人ひとりが自ら認識するように、「行動規範」を策定しました。社員に対しコンプライアンスの重要性を浸透させるべく、随時対応を行っております。

2. コンプライアンス意識の強化

経営幹部社員に対して高いレベルの倫理、透明性、コンプライアンスを確保させるために、外部講師を招き、コンプライアンス研修会および実例を用いたディスカッションを実施しました。定期的実施することで、コンプライアンスに対する意識を高めてまいります。

また、年に 2 回の全社員ミーティングの際に、コンプライアンスに関する研修会を継続的に実施しております。コンプライアンスについては、従来通りでは教育等が不十分であったことを認識しており、意識が風化しないよう継続的な教育を実施しております。

3. 執行役員体制の確立

平成 29 年 4 月より執行役員制度を設けております。同制度は、経営陣と現場社員の距離を縮め、経営陣の考える会社理念や方向性をわかりやすく伝達すること、社員からの声を集約しやすくすること、現在の課題、問題点等を部門間で共有することを目的としています。

4. 業務全般の見直し

業務フロー全体を見直し、組織的な対応を行う体制となるよう、社内において協議を重ね、社内システムに対して操作権限を設けました。また定期的なパスワード管理実施することで、リスクマネジメントを高めております。

5. 委員会設立

平成 29 年 10 月にコンプライアンス体制の改善取組を行うために、外部の専門家を含めた業務改善委員会を設立。継続した行動規範や業務フローの見直しなどのご提言を頂いております。委員会より提言頂いたコンプライアンス強化のためにも、社内組織とは離れた外部弁護士ホットラインを設けました。社員自身が業務や組織体制に対して、常に牽制をかけられる体制を確立しております。また委員より提言あった全社員向けの「ルールブック」を作成し、川崎花卉園芸としての考え方（行動規範）の意思統一を図るように日々努め、再発防止のため邁進しております。

6. コミュニケーション体制の改善

経営層・管理者層と一般社員のコミュニケーションの場を持ち、状況把握をすること等を実施してきました。コミュニケーションのために一般社員から報告連絡相談シートの提出を義務化しました。結果として、以前に比べてコミュニケーション体制が改善してきているといった声も挙がってきております。徐々に好意的な声が聞こえるようになりましたが、全ての従業員が声を挙げ、意見を述べやすくなる環境を整えられるよう、奢ることなく今後も継続して取り組んでまいります。コンプライアンスの徹底においては、社員に理解してもらえよう意識改革を地道に継続してまいります。

今回の件は、農林水産省並びに生産者様、出荷者様などのステークホルダーから信頼を損なうこととなった重大な事態だと受け止めています。しっかりと法令遵守の推進と再発防止策の実施を進め、ステークホルダーの皆さまの信頼回復に全社一丸となって努めていきます。

以上